第三十五条の見出しを「（開発企画官及び環境金融調整官）」に改め、同条第一項中「開発企画官」の下に「及び環境金融調整官は、命を受けて、開発機関課の所掌事務のうち地球環境の保全に係るものに関する調整その他専門的事項を処理する。

3　環境金融調整官それぞれ」を加え、同条に次の一項を加える。

第百九十条の三第一項中「八人」を「九人」に改める。

第百九十一条第一項中「二十五人」を「三十人」に、「二百四人」を「二百十七人」に改める。

第百九十三条第一項中「五人」を「六人」に改め、「、東海財務局に、上席証券取引特別調査官一人を」を削る。

第二百十六条第一項の表東海財務局の項中「金融監督第三課」を「金融監督第三課　証券監督課」に改め、同条第二項中「三人」を「四人」に、「及び中国財務局」を「、中国財務局及び九州財務局」に改め、「、九州財務局の理財部に、検査指導官一人を」を削る。

第二百十九条第二項中「、東海財務局」を削る。

第二百三十一条第一項中「五人」を「七人」に改め、「六十一人」を「七十一人」に改める。

第二百三十二条第一項中「六十五人」を「七十一人」に、「五百九十六人」を「五百九十五人」に改める。

第二百三十四条第一項中「百五十八人」を「百六十二人」に、「二百九十三人」を「三百十二人」に改める。

第二百五十条第一項中「百四人」を「百六人」に、「二百十七人」を「二百二十六人」に改める。

第二百五十一条第一項中「北海道財務局」の下に「、東北財務局」を加え、「、東北財務局」を削り、「百四十一人」を「百四十人」に改める。

第二百六十八条第一項中「、東京税関」を削る。

第二百七十六条の見出し中「所掌事務」を「職務」に改める。

第二百七十七条第二項中「処理し、」の下に「並びに上席調査官」を加える。

第二百七十八条第一項中「八人」を「七人」に改め、同条第二項中「処理し、」の下に「並びに上席調査官」を加える。

第二百八十一条第二項及び第二百八十三条第二項中「掲げる」を「規定する」に改める。

第二百八十五条を次のように改める。

（上席調査官及び調査官）

第二百八十五条　東京税関の総務部に、上席調査官十二人以内を、大阪税関及び門司税関の総務部に、上席調査官それぞれ二人以内を、横浜税関、名古屋税関、神戸税関及び長崎税関の総務部に、上席調査官それぞれ一人を、各税関を通じて総務部に、調査官八十三人以内を置く。

2　前項の上席調査官は、命を受けて、第二百七十二条各号、第二百七十三条及び第二百七十六条各号に規定する事務を処理し、並びに次項の調査官の行う事務を総括する。

3　第一項の調査官は、命を受けて、第二百七十二条各号、第二百七十三条及び第二百七十六条各号に規定する事務を処理する。

第二百八十六条第一項中「（函館税関を除く。）」を削り、同条第三項の表東京税関の項中「十三人」を「十四人」に改め、同表神戸税関の項中「六人」を「五人」に改め、同表合計の項中「七十三人」を「七十四人」に、「二十三人」を「二十二人」に改める。

第二百九十五条第二項中「処理し、」の下に「並びに上席監視官」を加える。

第二百九十六条第一項中「函館税関及び」及び「それぞれ」を削り、同条第二項中「処理し、」の下に「並びに上席監視官」を加える。

第二百九十七条中「処理し、」の下に「並びに上席監視官」を加える。

第二百九十八条の見出しを「（上席監視官及び監視官）」に改め、同条第一項中「監視官五百六十八人」を「上席監視官百八十七人以内及び監視官四百三人」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　上席監視官は、命を受けて、第二百八十八条各号、第二百八十九条各号、第二百九十条、第二百九十一条、第二百九十二条各号及び第二百九十三条に規定する事務を処理し、並びに監視官の行う事務を総括する。

第二百九十九条を次のように改める。

（上席調査官及び調査官）

第二百九十九条　東京税関及び大阪税関の監視部に、上席調査官それぞれ五人以内を、横浜税関及び名古屋税関の監視部に、上席調査官それぞれ四人以内を、神戸税関の監視部に、上席調査官三人以内を、門司税関の監視部に、上席調査官二人以内を、函館税関の監視部に、上席調査官一人を、各税関を通じて監視部に、調査官四十五人以内を置く。

2　前項の上席調査官は、命を受けて、第二百九十四条第一項各号に掲げる事務を処理し、及び次項の調査官の行う事務を総括する。

3　第一項の調査官は、命を受けて、第二百九十四条第一項各号に掲げる事務を処理する。

第三百一条第三項の表横浜税関の項中「十二人」を「十一人」に改め、同表名古屋税関の項中「八人」を「九人」に改める。

第三百十五条第二項及び第三百十六条第二項中「処理し、」の下に「並びに上席調査官」を加える。

第三百十七条中「処理し、」の下に「並びに上席審査官」を加える。

第三百十八条第二項中「並びに関税鑑査官及び審査官の行う事務を総括」を「及び関税鑑査官の行う事務を整理」に改める。

第三百十九条中「処理し、」の下に「並びに上席調査官」を加える。

第三百十九条の二第一項中「東京税関、横浜税関」を「横浜税関の業務部に、認定事業者管理官三人以内を、東京税関」に改め、同条中「処理し、」の下に「並びに上席調査官」を加える。

第三百二十条中「処理し、」の下に「並びに上席調査官」を加える。

第三百二十条の二中「処理し、」の下に「並びに上席審査官」を加える。

第三百二十条の三第二項中「並びに関税評価官及び審査官の行う事務を総括」を「及び関税評価官の行う事務を整理」に改める。

第三百二十一条の見出しを「（上席審査官及び審査官）」に改め、同条第一項中「審査官二百九十三人」を「上席審査官百七人以内及び審査官百九十六人」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　上席審査官は、命を受けて、第三百六条第一項各号、第三百七条、第三百十一条各号、第三百十四条各号、第三百十七条第二項各号及び第三百二十条の二第二項各号に規定する事務を処理し、並びに審査官の行う事務を総括する。

第三百二十二条及び第三百二十三条を次のように改める。

（上席調査官及び調査官）

第三百二十二条　東京税関の業務部に、上席調査官二十人以内を、大阪税関の業務部に、上席調査官五人以内を、名古屋税関及び門司税関の業務部に、上席調査官それぞれ四人以内を、横浜税関及び神戸税関の業務部に、上席調査官それぞれ三人以内を、各税関を通じて業務部に、調査官九十一人以内を置く。

2　前項の上席調査官は、命を受けて、第三百四条、第三百五条、第三百十条、第三百十条の二、第三百十二条各号、第三百十三条、第三百十九条第二項各号、第三百十九条の二第二項各号及び第三百二十条第二項各号に規定する事務を処理し、並びに次項の調査官の行う事務を総括する。

3　第一項の調査官は、命を受けて、第三百四条、第三百五条、第三百十条、第三百十条の二、第三百十二条各号、第三百十三条、第三百十九条第二項各号、第三百十九条の二第二項各号及び第三百二十条第二項各号に規定する事務を処理する。